至誠館大学留学生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学留学生委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 留学生の福利厚生に関すること
 - (2) 留学生の学生生活に関すること
 - (3) 留学生の地域との交流に関すること
 - (4) 留学生からの相談等に関すること
 - (5) 留学生に係る調査及び連絡調整に関すること
 - (6) その他留学生に関すること

(構成)

- 第3条 委員会は、次の者をもって組織する。
 - (1) 学生部長
 - (2) 教育職員の中から学部長が指名する者
 - (3) 学務課長

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学生部長をもって充てる。副委員 長は委員長が委員の中から指名する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 第3条第2号及び第3号の委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、 代理者を出席させることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見 を述べさせることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定 平成 1 5 年 4 月 1 日 (制定) 改正 平成 1 9 年 4 月 1 日 (第 1 回改正) 改正 平成 2 6 年 4 月 1 日 (第 2 回改正) 平成 3 1 年 4 月 1 日 (第 3 回改正) 令和 6 年 4 月 1 日 (第 4 回改正)